

第7回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年7月25日(金) 午後13時50分～午後14時25分
- 2 開催場所 大月市民会館4階会議室
- 3 出席委員
 - 1番 西村 恒男 2番 矢頭 恵造 3番 藤本 賢治 4番 原 泉
 - 5番 山田 政文 6番 平山 正幸 7番 斧田 孝久 8番 小俣 好三
 - 9番 小宮 広督 10番 久嶋 昇 11番 安藤 睦美 12番 小俣 英二
 - 13番 三枝 正幹 14番 庄司 有紀
- 4 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 議案第19号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求める件
議案第20号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対し許可を求める件
議案第21号 農用地利用集積等促進計画(案)に対し許可を求める件
議案第22号 非農地証明書交付申請に対し承認を求める件
 - 日程第3 報告第6号 転用確認証明交付に関する報告
 - 日程第4 その他
- 5 農業委員会事務局職員
事務局長 岩村 知哉 主幹 岸野 力也 会計年度職員 岡部 啓三
- 6 会議の概要

事務局 皆さんお集まりになりましたので、定刻より若干早いですが始めたいと思います。互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

それでは只今より、令和7年第7回農業委員会委員総会を開催いたします。

会長あいさつ、西村会長よろしく申し上げます。

会 長 暑い中をお集まり頂きましてありがとうございます。

先日ですけど、〇〇さん率いる〇〇〇〇に茨城県の農業委員会の皆さんがいらっしやいまして、それに参加させて頂きました。

お話を色々と聞かせて頂いたのですが、田植期で一日に植えられる田圃の面積は2町歩とか3町歩だとかとおっしゃっていました。

だから多分、大月と違って畑の面積が遥かに違うと思うのですが、それで山が有りませんと。

茨木の南の方に当たる常総市とかあと八千代市とか、それでこんな話をしていたのですが、農業に携わる東南アジアとかの研修生とか、そういう人達の人数が人口の1割を占めると言っていました町の人口の。

1割って大変な数字だと思いますけど、そんな話をしていっぱいしました。

後は、大月は山が沢山有って良いですねと言われました。

茨城県は筑波山しかないから、山が無いとおっしゃっていました。

だから色々な人達と話をする、色々と参考になりますけど、比較が違うのですよね、やっぱり地形とか、関東平野の広い所と山間部と。

とにかく水が無いですね大月市は、水は低い所に有るので色々問題があります。

今日も案件が幾つか有りますので、どうぞよろしくお願いします。

事務局 続きまして、開会宣告、会長お願いします。

会長 本日は、全員出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。

なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから起立にて発言をお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

7番、斧田 孝久委員、9番、小宮 広督委員を指名致します。

日程第2 議案第19号

議長 日程第2、議事に入ります。

議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案第19号、農地法第3条の申請番号1について説明します。

議案書の1ページ、2ページの地図と3ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、○○○○○○○○○○番外○筆、地目は畑で面積は併せて○○㎡です。

譲渡人は○○○○、譲受人は○○○○です。

二人は兄弟で有ります。

場所は、○○○○○○○○から北側へ○○○m程先になります。

譲渡人は、相続により本件土地を取得しましたが、相続を受けた昭和○年には既に、県外に住んでおります。

今回の申請は、弟の譲受人へ贈与するものです。

今後は、現在申請地に隣接している実家に一人暮らしをしているお姉さんと露地野菜の栽培を計画しております。

以上ですけど、ご審議をよろしくお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当委員の私から説明致します。

西村委員 事務局で説明したとおり、お兄さんの○○○○さんから歳の離れた実の弟の地元に住んでいる○○○○さんに、畑の管理が出来ないので贈与するという事です。

何ら問題は無いと思いますので、どうぞご審議をお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただ今の説明について、質疑の有る方は挙手願います。

山田委員。

山田委員 経営面積とか書いて有りますよね、○○○○さんは経営面積が書いて

ないのだけれども。

事務局 やっていないという事なのですけど。

山田委員 これ現状と言う事。こっちに贈与してもまだやっているの。

経営面積がどういうふうに理解して良いか分からない。

事務局 経営の土地の面積になります。農地ですね。

山田委員 だから持っていて自作していると言う現状ですねこれ。

事務局 作物は作っていないなくても、面積の㎡数になります。

山田委員 ○○○○さんは今回○○○㎡。

事務局 こちらの新しい面積と言うのは、譲り受ける面積と言うのは含まれないという考え方です。

○○○㎡は含まれないという事で、まだ贈与されていないという事です。

山田委員 計画としては、二人いて 150 日やりますと書いて有る。

上の方はそう言うのが書いてない経営面積が書いて有って、だから表自体が理解できないのだよ。

現状なら現状で良いのだけれども、上の方は経営面積が書いて有るのですよ、自作でやっているのですよ、だけど労働数や稼働数は書いてないのですよ、下の方が経営面積は書いてなくて二人で作業して 150 日やりますよと書いて有るのですよ、これを見て何を理解するのか分からない。

事務局 今、○○○○さんにつきましては、○○にいまして耕作はしていませんよね。

山田委員 下の方はじゃあ二人で 150 日やりますよと書いて有る。

面積は書いてない。

事務局 面積は承認されていないので、耕作面積には入らないです。

山田委員 現状 0 日とか 0 回だとかそういう数字が入ってなければ。

事務局 そういう意味で、この 150 日やりますよと言う事を記載しています。

山田委員 上の方は経営面積・自作面積は有るけれども稼働日数は記入する必要が無いという事。

事務局 そういう事です。

山田委員 そうすると斜線で枠を引っ張っちゃうとかしないと、空欄なのか記載

してないのか分からない。

平山委員 要するに、〇〇〇〇さん、まだ〇〇〇〇㎡何所かに農地を持っているという事ですよ。

西村委員 〇〇に持っています。

平山委員 〇〇に持っている、でもこの人は農業をしていない。

こういう場合は、自作はしていないと言う事。

事務局 システム上出て来ると言う事です。

平山委員 こういうふうには。

これはフェーズ2で、自動的に打ち出されている。

システム上がそういうように、所有面積イコール自作と言うような、そういうシステムになっている。

だからこれからの計画のやつも土地には面積が無い。

事務局 農業経営計画書を見てですね。

平山委員 これもシステム上自動的に出る。

事務局 これはシステム上出てこないの、打ち込んでいます。

平山委員 分かりましたのですが、ややこしくなるのですが、ここは数字が載ってない時は空欄の方が分かりやすい。

そうすれば、だれが見てもそんなにおかしいなと言う事は無い。

藤本委員 借入・貸し付けが有りますね、経営が有って横になっていますけど、これは自作ではなくて、自分の持分ですよ、所有・借入・貸し付けで経営が何々と言う数字に本来なるべきものだと思います。

西村委員 現地調査に行った時に、〇〇〇〇さんの畑を実のお姉さんが、実家に住んでおられて耕作されておられました。〇〇さんではなくてお姉さんが。

トマトか何か作っていました。

それで、聞いたのですが、ここは猿が来ませんか聞いたのですが、浅川の他の所は猿が来るけど、〇〇さんの周辺は一つ離れていてまだ猿が見つからない所かもしれないですね、まだ猿が来てないと言っていました。

議長 それでは良いですか。直すところは直しますので。

それでは、採決を致します。

なるのですが、○○○○○○に入って直ぐ右側になります。

7月22日の午前中に、西村会長及び事務局2名と現地の確認を致しました。

譲渡人なのですが○名で、○○○○さんと○○○○さんです。

○○さんは○○歳で、○○○在住でしたのですが、○○年程前に両親が没後に○○に帰って来たようです。

現在、○○さん○○歳位と二人暮らしです。

○○さんは、○○さんと○人暮らしで、○○さんは県外に居ます。

両方ともこの地図に載っている○○さんと言う家と、○○さんは一番端の家、一番右の目次の所の上に有る○○と言う一寸大きくなっているところが「○○○○○○」と言う○○○○さんの家です。

後、○○さんと言うのは、この斜線の直ぐ上の方に有るその辺の家です。

○○さんは私も良く知っている方で、○○さんとは私は面識が無く人となりも分かっておりません。

現地の状況なのですが、農地区分は第2種農地、生産性の低い農地と言う事だと思います。

許可の方針は、第3種農地に立地困難な場合等の許可となっております。

以上の事から、農地法上で不許可にする案件・条件には当てはまっていないと考えられます。

また、許可申請者の書類や誘致の承諾等の書類は整っているようです。

昨今日本で問題となっている、中国人による土地の買収になるのではないかと心配しておりましたが、事務局からそうではないとの説明を受けました。

また、今回○○地区に構造物が建ちますけれども、本案件は地域整備担当と並行して開発行為申請を受ける案件でも有る事から、地域住民への配慮については地域整備担当でやって頂けるものと思っています。

先程も申し上げましたが、農地法では不許可に対する条件に当てはまっていない事から許可する方向でご検討をお願いします。

以上です。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

平山委員。

平山委員 蓄電池事業所が何か頭に浮かんでこないのですので、こういう物を設置するとか、写真とかここで無いようでしたら、次回でも結構です。

イメージがわからないので、特に問題は無いと思うのですが。

議 長 余った電気を充電しておいて、供出するらしいのですが、電気が部分的に値上がりをしている。

原 委員 バッテリーの関係の工場だという話なのですが、ここの農業委員会の許可を得て、その後まだ色んな関係の許可を得るという事ですか。

岩村課長 農地の取得面積が〇〇〇〇㎡を超えるのですが、開発面積が 1000 ㎡から 3000 ㎡は開発行為申請を市に出さなければならない決まりになっています。

3000 ㎡を超えて来ると山梨県知事の許可が必要と言う事で、先程、三枝委員のご説明のとおり今この開発行為については、市の地域整備課の方と協議中で本申請に移る。

こちらの農業委員会で農転が承認されれば本申請に移ると言う事で、開発行為では市の地域整備課が、今、相談を受けている処です。

議 長 よろしいですか。

建物のサイズとしてはコンテナと同じ位らしいです。

だからそんなに高くない、3m位。

事務局 2m位です。

議 長 2m位。他に質問有りますか。

他に無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第 21 号

議 長 続きまして、議案 21 号、農用地利用集積当促進計画（案）に対し意見を求める件を上程します。

この件は、産業観光課農林業担当の所管ですので、申請番号 1 について、担当の條々主事に説明を求めます

條々主事

産業観光課農林業担当の條々より、〇〇〇〇〇地区における利用権設定の説明をさせていただきます。

今回、大月市内にて農業を行っている〇〇〇〇氏が対象農地〇筆、〇〇〇㎡を貸借するという内容になっております。

現在、〇〇〇〇〇地区で〇〇〇〇㎡の耕作をしております。

今回の〇筆なのですけども新規の貸借ではなくて、元々借りていた農地が期間満了をしましたので、同じ所を改めて更新として借り直すという内容になっております。

主に露地野菜を栽培しており、当該農地でも玉葱や茄子等の露地野菜の栽培を予定しております。

当該農業者は以前から大月市内で営農しており、今回、元々使っていた土地であるため、今後も適切な耕作が行われるものと思われま

す。審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の藤本賢治委員にお願いします。

藤本委員

22 日の日に会長さんと事務局と現地を見て参りました。

今、説明が有ったように今回は契約の更新と言う事ですので、特に問題は無いと思われま

すが、10 ページの地図に斜線のように契約更新の場所が有りますけど、〇〇さんが説明に有りましたように、約〇反歩近をこの地図に入る入らない位で大体〇反部位の耕作をしております。

審議よろしく願いいたします。

議 長

條々主事と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

山田委員。

山田委員

ここで〇〇さんは約〇ヘクタールやっている事になります。

更新だから特に面積が増える訳では有りませんが、〇〇さんおいくつになったのかと思うのですが、個人情報なので気になるのですが、分かったら教えて下さい。

岩村課長 ○○歳は超えているのですが、○○歳なのか○○歳なのか、○○歳を超えているのは確かだと思います。

山田委員 ○○を越えて頑張っているのは素晴らしい。
期間については、これ約 3 年になっていますね、これは決まりが有ったのですかね。

條々主事 こちらの上限として、40 年と言う決まりが有るのですが、書き物自体は無いのでそこは永野さんと各農業者さんと言うか地権者さんの話し合いの中で 3 年と言う事になったという事だと思います。

3 年経つとまあ○○歳なのでさすがにそこまでかなと、ご本人さんは本来にずっと 100 歳までやるつもりでいらっしゃるらしいのですが、とりあえず 3 年と言う期間になりました。

山田委員 先を見て 3 年になったという話ですけど、実際期間というのは 3 年とか 10 年とかありましたっけ。

條々主事 最長は 40 年。
葡萄とかやる場合は、30 年とかと言う人もいらっしゃいますけど、永野さん場合は露地野菜なのでこんな感じですかね。

議長 他に質疑のある方いらっしゃいますか。

安藤委員 私、見ていてちょっと分からない事が有るのですが、教えて下さい。

こちらの 9 ページに有るのが○○○の○番地と言うのが書いて有るのですが、ところが地図の所にそれが表示されてなくて、○○○の○が有るのですが、それは無いのですよ。

それから後、写真の方は○○○の○になっていたんで、その辺が一寸分からなかったんで教えて下さい。

番地と地図と写真が違うのではないかと思います。

條々主事 ○○○の○と有るのですが、おそらく打ち間違えて○○○の○が正しいです。

安藤委員 数字が違うという事ですね、はい分かりました。

議長 他に質問ございますか。

無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

います。

遊休農地の活用と言う事ですので特に問題は無いかと思われませんが、審議よろしくをお願いします。

議長 條々主事と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第 22 号

議長 続きまして、議案 22 号、非農地証明申請に対し承認を求める件を上程します。

申請番号 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 22 号、非農地証明書交付申請について説明します。

申請番号 1、議案書の 16 ページ、17 ページの地図と 18 ページの写真
を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は畑で面積は〇〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇〇南側〇〇m程の所になります。

申請者は、〇〇〇〇です。

申請者は、平成〇〇年〇月に亡父から相続がされております。

申請地は、申請者が相続を受ける以前から耕作をしておらず、山林化となっていたようです。

申請者も県外に住んでおり管理が出来ないため、売買をするための申請のようです。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の平山正幸委員をお願いします。

平山委員 22 日の日に会長・事務局と現地を見に行ってきたと言うか、写真を見て頂ければ分かり易いのですが、事務局の説明のとおりなのですが、〇〇の〇〇南側の土地になりまして、〇〇近くは田圃だとか農地になって

いるのですが、一寸外れの所で、広がっている所の一寸上に一寸空き地が有るのですが、これはmる〇〇〇〇で〇〇の資材の運搬とかに使う〇〇〇〇〇のようです。

ですからここまでの通路と言うのは、割と整理されており、下刈り等もして有るのですが、この上と言うのは全く足の踏み入れる場所が無いと言う所で、行けるような所ではないので中までは見ていません。

その代わり一寸遠くから、今、私が言ったように、利用状況調査の時もそうなのですが、Bの評価をしている所で実際植林と言うよりも雑木が生えている所です。

特に問題ないと思います。ご審議お願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

議長 続きまして、申請番号2について事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号2、議案書の16ページ、19ページの地図と20ページの写真をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で面積は併せて〇〇〇㎡です。

場所は先程、農地法第3条で申請が有りました場所から北側に〇〇m程の場所になります。

申請者は、〇〇〇〇です。

申請者は、昭和〇〇年〇〇月に亡父から相続がされております。

申請地は、亡父の時代の昭和〇〇年には農地の不耕作により飛んできた種により、山林化となっていたようです。

その時、申請者は中学生だったようであります。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の私から説明致します。

西村委員

まず 19 ページの地図を見て下さい。

この一番下に〇〇〇と有りますが、ここが〇〇の終点のようですね。

何年か前まで〇〇をやっておられました。

今はもう空き家になっていて誰もいません。

それでそこに二つか三つ位建物が有ると思うのですが、一つは確か〇〇〇でした。

もう一軒は別荘だとおっしゃっていましたが、先程の案件がありました〇〇〇〇さんの家から一寸離れた所なのですが、殆んど人が通っていないような所です。

後ろに写真が有りますが、放っておいたら普通に雑木が生えたという状況です。

以上ですので何ら問題は無いかと思しますので、ご審議よろしくお願
いします。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決を致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

日程第 3 報告事項

議 長

日程第 3、報告事項を議題と致します。

報告第 6 号について、事務局に報告を求めます。

事 務 局

報告第 6 号について報告します。

転用確認証明書発行の報告です。

議案書 21 ページをご覧ください。

申請番号 1、場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇。

申請者は、〇〇〇〇。

平成〇〇年〇月〇〇日の許可で個人住宅です。

現地を確認し転用証明書を発行致しました。

以上、報告致します。

議 長

この件について何かございますか。

無いようですので、承認頂いたものと致します。

日程第4 その他

議長 日程第4、その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

西村委員 自分事ですけど、電気柵の中にスイカを作っておいて、3・4日前にその中に電気柵を二重にしたんですけど次の日に行ったら猿にスイカを喰われていました。

それで、電気柵の電圧を測るテスターが有ったので測ってみたのですよね、それで測ってみたら普通は6000ボルトとかそういう電圧なのですが、下に鉄のメッシュをして上に電気柵の線を張って有るのですけど、そのメッシュをマイナスにして線の方をプラスにすると6000ボルト位出るのですよね。

うちでしたのはただ土の上にボクシングのロープみたいにやったのですが、電気の線とマイナスを地面にすると1000ボルト位しか、ただ猿がきっと1000ボルト位だから大して痺れなかったのかもしれませんが、だからまた何か作戦を考えてやらなきゃいけない。

はっきり言って猿より知恵が劣ります。情けない。

議長 他に何かございますか。

無いようですから、事務局より何かございますか。

無いようですから、以上となります。

本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和7年第7回大月市農業委員会総会を閉会致します。

ご苦労様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和7年7月25日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和7年
第7回大月市農業委員会議事録

大月市農業委員会